

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年8月5日

京都市長 門川 大作

京都市規則第30号

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第21条第2項第3号中「18,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則第21条の規定は、平成25年4月1日以後の期間に係る奨学援護金について適用し、同日前の期間に係る奨学援護金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)